

# Wood Letter

令和5年5月vol.38

Ψ Moku推し Ψ

森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月には、東京都心は17～18日の2日連続真夏日に。東京都心で5月中旬までに2日連続で真夏日となるのは、統計開始以来初めての事です。と思えば翌日からは10℃近く急降下。服装選び、体調管理は大丈夫だったでしょうか？6月には更に気温が上がり、湿度も上がるでしょう。暑さに慣れていないと熱中症になる危険性が高まります。日常生活の運動や入浴で、汗をかき、体を暑さに慣れさせる「暑熱順化」をして、熱中症になりにくい体づくりをしておきましょう。

ということで今月も“Wood Letter Ψ Moku推し Ψ”vol.38をお届けいたします。ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただくなどご協力をお願い申し上げます。

：森づくり推進担当一同：



撮影：東京都農林総合研究センター

東京の森にもシカ！  
檜原村の再造林地センサーカメラ

## (1) 森林環境譲与税に関する広報－自治体における取組事例－

令和6年度から、森林環境税の課税が開始されることを控えて、地域住民の皆様には税の趣旨や効果を十分ご理解いただくためには、森林環境譲与税による取組の成果に関する広報活動を充実させることが重要となっていることをご承知と思います。

本年1月に実施いたしました「森林環境譲与税の成果に関する広報活動の強化及び取組状況調査」につきまして、林野庁がホームページにおいて全国各地の取組み事例を紹介しておりますのでお知らせします。こちらには、東京都の事例としましては八丈町 (P.2)、豊島区 (P.19)、東久留米市 (P.20)、狛江市 (P.25)、東京都 (P.28) が掲載されています。

The screenshot shows the website for the Ministry of Natural Resources and Forestry (林野庁). The page title is "森林環境税及び森林環境譲与税" (Forest Environment Tax and Forest Environment Transfer Tax). The main content area lists five items related to the tax and transfer tax, including their purpose, details, implementation status, and related information. A link is provided for a collection of implementation examples for local public bodies.

**林野庁** English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す キーワードから探す Google 検索

林野庁について お知らせ 政策について 申請・お問い合わせ 国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > 森林環境税及び森林環境譲与税

**森林環境税及び森林環境譲与税**

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨
- 2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み
- 3 森林環境譲与税の取組状況
- 4 森林環境譲与税に関する広報・情報提供
- 5 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令

**(2) 地方公共団体における広報の取組事例集**

自治体における森林環境譲与税の広報の取組について、市町村の取組を中心に、特徴的な事例を紹介した事例集を作成しました。本事例集では、使途公表ホームページの工夫や広報誌の活用等の取組について、市町村は49事例、都道府県は3事例掲載しています。

森林環境譲与税に関する広報－自治体における取組事例－(PDF: 17.767KB) **New!**

(公表URL: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhoutorikumijirei-1.pdf>)

各自治体におかれてましても、森林環境譲与税を活用しながら、森林環境譲与税を活用した取組について、例えば、以下の方法により、地域住民の方々に対する積極的な広報活動を展開していただくようお願いいたします。

- ① 自治体の広報誌に、森林環境税・森林環境譲与税の制度概要や自治体の取組の状況に関する記事を掲載する。
- ② 自治体独自の広報資料を作成し、周知に活用する。
- ③ 事業の施工地への看板設置や、木製品等へのプレート設置、印刷物への明記等により、当該事業が森林環境譲与税を活用して実施されたものであることを明示する。
- ④ 住民向けのイベントにおいて、森林環境税・森林環境譲与税の制度概要や自治体の取組状況に関する展示、資料配布（林野庁作成のパンフレットを含む）等を行う。
- ⑤ 森林環境譲与税を活用した事業の開始や成果品の完成等について、メディア向けにプレスリリースを行う。
- ⑥ 自治体ホームページにおいて、森林環境譲与税を活用した事業について、写真や数値等を用いて、事業の内容や効果を分かりやすく解説する。
- ⑦ その他

## (2) 多摩産材情報センター使用事例ページ

「多摩産材を積極的に利用しようと思うが、何か参考になる情報がないか？どのような事例があるのか？」といったご担当はいらっしゃいませんか？[多摩産材情報センターホームページ](#)の使用事例ページをぜひご覧ください。公共施設での使用事例も、多摩産材利用促進プロジェクトを活用した事例など数多く掲載されています。

URL : <https://tamasanzai.tokyo/>

トップページを下方にスクロールすると「多摩産材の使用事例を探す」といった選択肢が出ますのでクリックしてください。使用事例のページでは「施設別」と「用途別」のカテゴリに区分されています。それぞれを選択すると更に下記カテゴリに区分されています。



下方へ  
スクロール

施設別を選択すると「住宅・集合住宅」「事務所・庁舎」「教育・文化施設」「商業・娯楽施設」「医療・福祉施設」「土木工事」「ノベルティ」のカテゴリに分かれています。



用途別を選択すると「建築材」「什器・家具」「外構」「土木工事」「遊具」「ノベルティ」「その他」のカテゴリに分かれています。



### (3) 多摩産材利用促進プロジェクト 令和4年度事例

「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」事業の令和4年度活用事例をご紹介します。  
多摩産材と触れ合う場を創出し、更なる利用拡大を図るため区市町村によるモデル的な公共施設整備  
に対して支援するこの事業は、令和4年度は14区市町村22事業に対して実施いたしました。  
(令和5年度は13区市町村20事業の予定)

#### 中央区事例

#### 中央区の森 案内板・標識等外構設備整備



矢沢地区 方向指示板



矢沢地区 背無しベンチ



矢沢地区 手すり



矢沢地区 背付きベンチ



本宿地区 中央区の森看板



矢沢地区 案内板

## (4) 森林環境譲与税に関する令和4年度の決算状況調査及び体制状況調査

例年各種調査を実施しておりますが、先般林野庁と総務省の共同により、「森林環境譲与税に関する令和4年度の決算状況調査及び体制状況調査」について、調査依頼がございました。

(4月27日に、メールにて本件の依頼を発信させていただいております。)

- ①区市町村の令和4年度の決算状況調査(更新依頼)
- ②区市町村の令和4年度末における執行状況(残額)調査(更新依頼)
- ③区市町村の取組事例(作成依頼)
- ④区市町村の体制状況調査(作成依頼)

提出期限：①及び②、令和5年6月2日(金)まで。③及び④、令和5年6月30日(金)まで。

ご多忙のところ恐れ入りますが、資料作成のご協力をお願いいたします。

## (5) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京でのさらなる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION(モクシオン)」。一定期間ごとに、全国各地の木材製品の展示が行われています。

5月11日～5月23日 福島県



綺麗な空のケヤキの天板と曲げの技術を使った脚部でできたテーブル・イスセットや幼保施設などで利用できるスギ・ヒノキの遊具など、手触り・温もりが心地よい品々が並びます。

5月25日～6月6日 愛媛県



お馴染み愛媛県のイメージアップキャラクター「みきゃん」のパネルがお出迎え。「媛トラス」と命名された中大規模建築の木造化を図るために一般流通製材品を使用したトラスやCLTをPR。

6/8～7/4は和歌山県の企画展示となります。ご来場をお待ちしています！

### ちょこっとコラム(ご存知でしたか?こんなこと)

#### 木を切った後、放っておけば自然に木が生えてくるのでは？

東京都は、花粉を多く飛散させるスギ・ヒノキ林等の伐採と、花粉の少ないスギ等の苗木の植栽により、森林の循環を促進し、花粉の発生源対策と木材の安定供給を図っています。確かに、伐採後にはいろいろな植物が生えてきて、将来的には森林になる可能性もありますが、その木が生長するまでに長時間を要します。一方、森林を伐採して暫くは、伐った木の根が土を押さえています。10年程度で腐ってしまい、それまでに後継樹がある程度成長していないと、土が崩れて災害の可能性が高くなります。そこで、早期に森林の復元を図るため、木を植える必要があります。

「WOOD LETTER Moku推し(ウッドレター モクオン) 令和5年5月vol.38」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央  
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当  
TEL03(5320)4897(直通) 担当:荒川、徳田、本多、中田

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用等東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。